

産業廃棄物処分業許可証

住所 広島県安芸郡府中町茂陰 丁目3番13号

氏名 中央美工有限会社
取締役 木下 雷

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第1項の許可を受けた者であることを証する。

広島市長 松 井 一 實



許可の年月日 令和 4年 2月 5日

許可の有効期限 令和 9年 2月 4日

1. 事業の範囲

| 区 分 | 産 業 廃 棄 物 の 種 類 |
|-----|-----------------|
| | 裏面のとおり |

2. 事業の用に供する全ての施設
別添検査済証のとおり。

3. 許可の条件

4. 許可の更新・変更の状況

| 年月日 | 更新・変更の別 | 年月日 | 更新・変更の別 |
|------------|---------|-------------|---------|
| H19. 1. 31 | 更新許可 | H20. 11. 16 | 変更許可 |
| H24. 2. 8 | 更新許可 | R 4. 2. 7 | 更新許可 |
| H29. 3. 3 | 更新許可 | R 6. 10. 2 | 変更許可 |

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 有

6. 備考

1. 事業の範囲

| 区 分 | 産 業 廃 棄 物 の 種 類 |
|--|--|
| <p>中 間 処 理 (破 碎) この欄以下余白</p> | <p>廃プラスチック類（廃容器包装を含む。） 紙くず 木くず 繊維くず ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（廃容器包装を除く。）（廃石膏ボードに限る。）（これらのうち自動車等破砕物、廃プリント配線板、廃ブラウン管、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。）この欄以下余白</p> |
| <p>中 間 処 理 (選 別) この欄以下余白</p> | <p>金属くず ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず がれき類 （これらのうち自動車等破砕物、廃プリント配線板、廃容器包装、鉛蓄電池の電極、鉛製の管又は板、廃ブラウン管、廃石膏ボード、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。）この欄以下余白</p> |
| <p>中 間 処 理 (圧縮・梱包) 以 下 余 白</p> | <p>廃プラスチック類 紙くず 木くず 繊維くず 金属くず ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず （これらのうち廃プリント配線板、鉛製の管又は板を含み、自動車等破砕物、廃容器包装、鉛蓄電池の電極、廃ブラウン管、廃石膏ボード、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。）以 下 余 白</p> |

複写

複写